

寺本康之の行政法ザ・ベストハイパー

<第1刷>

ページ	内 容
36	③参与機関 下の本文上から5行目 【誤】 諮問機関になります。 ↓ 【正】 参与機関になります。
41	本文上から8行目 【誤】 被行政機関の名義で権限を行使しなければならないのです。 ↓ 【正】 被代理機関の名義で権限を行使しなければならないのです。
59	・TRY!肢1の解説 【誤】 「通知」の誤り。 ↓ 【正】 後半の具体例が「通知」のものとなるので誤り。  ・TRY!肢2の解説 【誤】 「確認」の誤り。 ↓ 【正】 「認可」の誤り。
80	TRY!肢1の解説 【誤】 瑕疵の治癒を認めて「違法であるとはいえない」とした。 ↓ 【正】 違法行為の転換を認めて「違法であるとはいえない」とした。
105	本文1行目 【誤】 法律の根拠が必要となるるのです。 ↓ 【正】 法律の根拠が必要となるのです。
117	(3) 直接強制 下の本文上から4行目 【誤】 しがたって ↓ 【正】 したがって

127	<p>行政罰の種類を表 左列2行目</p> <p>【誤】 刑法に刑名のある刑罰（懲役・禁錮・罰金・拘留・科料）。</p> <p>↓</p> <p>【正】 刑法に刑名のある刑罰（拘禁・罰金・拘留・科料）。</p>
128	<p>・ TRY!肢1 2行目</p> <p>【誤】 行政刑罰として禁錮、罰金、拘留、科料、没収を科すことはできるが、懲役を科すことはできない。</p> <p>↓</p> <p>【正】 行政刑罰として罰金、拘留、科料を科すことはできるが、拘禁を科すことはできない。</p> <p>・ TRY!肢1の解説</p> <p>【誤】 懲役を科すこともできる。</p> <p>↓</p> <p>【正】 拘禁を科すこともできる。</p>
205	<p>「非申請型義務付け訴訟」の図見出し</p> <p>【誤】 (37条の3第2項、3項)</p> <p>↓</p> <p>【正】 (37条の2第1項、3項)</p>
324	<p>③条例と規則の表 左列4行目</p> <p>【誤】 2年以下の懲役・禁錮、</p> <p>↓</p> <p>【正】 2年以下の拘禁、</p>

### <第2刷>

ページ	内 容
41	<p>本文上から8行目</p> <p>【誤】 被行政機関の名義で権限を行使しなければならないのです。</p> <p>↓</p> <p>【正】 被代理機関の名義で権限を行使しなければならないのです。</p>